

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月3日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第27号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
機関		職員	機関		職員
略			略		
知事事務部局	本庁	部長（農業大学の部長を除く。）理事監 防災監 次長 参事監 局長 所長 行政監察監 院長 課長（農業大学の課長を除く。）室長（防災危機管理課情報システム管理室、県史編さん室及び衛生環境研究所の室長を除く。）副局長 校長 民工芸振興官 <u>チー</u> <u>ム</u> 長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに職員課、福利厚生室健康管理担当及び行政経営推進課改革推進担当の主幹に限る。）財政課主計員 企画員 主任監察員 水産課取締船長 管財課管理係長 副主幹（職員課、福利厚生室及び行政経営推進課改革推進担当の副主幹に限る。）監察員 職員課人材活用担当の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。）職員課人材評価担当の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。）職員課給与管理室室員（室長補佐、主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行	知事事務部局	本庁	部長（農業大学の部長を除く。）理事監 防災監 次長 参事監 局長 所長 行政監察監 院長 課長（農業大学の課長を除く。）室長（防災危機管理課情報システム管理室、県史編さん室及び衛生環境研究所の室長を除く。）副局長 校長 民工芸振興官 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに職員課、福利厚生室健康管理担当及び行政経営推進課改革推進担当の主幹に限る。）財政課主計員 企画員 主任監察員 水産課取締船長 管財課管理係長 副主幹（職員課、福利厚生室及び行政経営推進課改革推進担当の副主幹に限る。）監察員 職員課人材活用担当の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。）職員課人材評価担当の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。）職員課給与管理室室員（室長補佐、主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行

	う室員に限る。) 行政経営推進課改革推進担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。)		る。) 行政経営推進課改革推進担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。)
	略		略
	略		略
	備考 略		備考 略

附 則

この規則は、平成19年7月5日から施行する。